官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令（環境一〇）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事一部完了、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、型式住宅部分等製造者の認証関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五
二七

## 省令

### ○環境省令第十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第二項、第三項第一号及び第六項並びに第二十八条の規定に基づき、並びに第二十二条第一項の規定を実施するため、汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二十二日

環境大臣　小沢　鋭仁

汚染土壌処理業の許可の申請の手続等に関する省令

（汚染土壌処理施設の種類）

**第一条**　土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十二条第二項第三号に規定する汚染土壌処理施設（法第二十二条第一項に規定する汚染土壌処理施設をいう。以下同じ。）の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　浄化等処理施設　汚染土壌（法第十六条第一項に規定する汚染土壌をいう。以下同じ。）について浄化（汚染土壌に含まれる特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）を抽出し、又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の当該特定有害物質による汚染状態を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）、溶融（汚染土壌を加熱することにより当該汚染土壌が変化して生成した物質に当該特定有害物質を封じ込め、規則第十八条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。第五条第十七号イにおいて同じ。）又は不溶化（薬剤の注入その他の方法により当該特定有害物質が溶出しないように当該汚染土壌の性状を変更させることをいう。同条第四号ロにおいて同じ。）を行うための施設（次号に掲げる施設を除く。）

二　セメント製造施設　汚染土壌を原材料として利用し、セメントを製造するための施設

三　埋立処理施設　汚染土壌の埋立てを行うための施設

四　分別等処理施設　汚染土壌から岩石、コンクリートくずその他の物を分別し、又は汚染土壌の含水率を調整するための施設

（汚染土壌処理業の許可の申請）

**第二条**　法第二十二条第二項の申請書（以下「申請書」という。）の様式は、別記様式のとおりとする。

2　申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　汚染土壌の処理に係る事業経営計画の概要を記載した書類

二　汚染土壌処理施設に係る事業場の周囲の状況及び敷地境界線並びに当該汚染土壌処理施設の配置を示す図面

三　汚染土壌処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに埋立処理施設にあっては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

四　汚染土壌の処理工程図

五　申請者が汚染土壌処理施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

六　埋立処理施設にあっては、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の免許又は同法第四十二条第一項の承認を受けて汚染土壌の埋立てを行う場合における当該免許又は承認を受けたことを証する書類の写し

七　汚染土壌の処理の事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類